

仕事において使用する三脚脚立には 折りたたみを防止する金具等が必要です

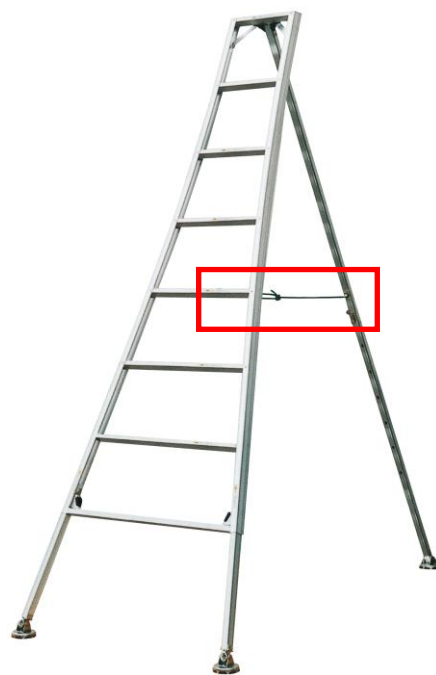
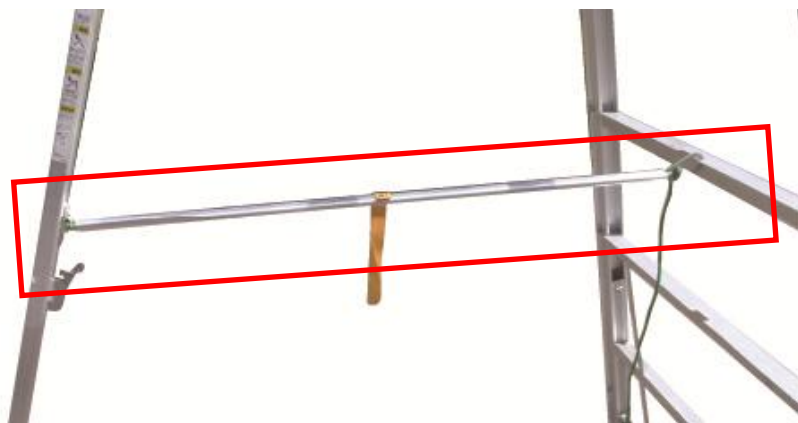
造園作業において広く用いられている三脚脚立からの墜落事故は、その高さから重篤なものが散見され、中には死亡する災害も発生しています。

また、適正な三脚脚立を使用していないとして、労働安全衛生法違反として書類送検された事例もあります。

労働安全衛生規則では、事業者は一定の要件に適合した脚立でなければ使用してはならない、と規定しており、**三脚脚立の脚とはしごを鎖チェーンでつないただけではこの要件を満たさない**ことになります。

労働者を使用する事業者の皆様にあつては、このような**鎖チェーン式の三脚脚立が使用されていないかの点検を実施し、折りたたみを防止する金具等を装着して安全な三脚脚立の作業**を行っていただくようお願いします。

1 折りたたみを防止する金具の例



2 三脚脚立の作業で特に注意すべきこと

- ・木の枝や物を無理に押したり引いたりすることは**禁止**しましょう。

チェーンソーやトリマーなど身体の安定が得られない道具は使用しないようにし、ハンドソーは切れやすいものを使用するようにしましょう。

- ・三脚脚立から身体を乗り出して作業することは**危険**です。

無理な体勢で作業するのではなく、適宜、三脚脚立の位置を調整しながら安全な作業を心がけましょう。

労働安全衛生規則に適合する金具の入手については、使用している三脚脚立の製造メーカーに照会するほか、一般社団法人軽金属製品協会に取扱メーカーを照会することもできます。

金具等を入手した後は、その使用方法を関係作業員に教育し、確実に使用されるように体制整備を行ってください。



(軽金属製品協会ホームページ)



3 保護具は確実に着用しましょう

必ず保護帽を着用!



保護具は身を守るための最後の砦です。「ヘルメットをかぶることになっているから」と、漫然と着用するのではなく、身を守る保護具であることを意識して着用しましょう。特に、あご紐が緩く、墜落時に頭部を保護できず被災したと思われる事例が散見されていますので、**以下の5つのポイントを定期的に確認・指導**するようにしましょう。

着用時5つのポイント

- 1 **「墜落時保護用」を使用**すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 **あご紐をしっかりと、確実に締める**こと
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

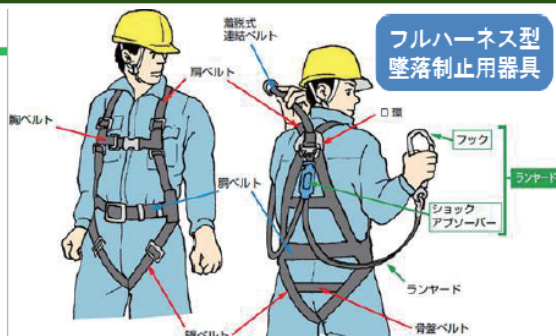
墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

○ 墜落制止用器具(安全帯)に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いて行っていた作業については、墜落制止用器具(一本つりのハーネス型等)を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

○ ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合(フックがかけられない場合など)には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



4 リスクアセスメントを行いましょう

労働安全衛生法では、高さ2 m以上の作業にあつては、高所作業車を設置する等の方法により作業床を設けて行うこととされており、またこれが困難なときは、**要求性能墜落制止用器具を使用させること等**によって、墜落による労働者の危険を防止する措置を講じなければならないとされています。

法令を遵守した作業の徹底を図ることに加えて、**安全に高所作業を行うため、リスクアセスメントを実施**し、リスクの低い作業方法を採用する体制を構築しましょう。

＜リスクアセスメントの進め方＞

STEP 1 危険要因の洗い出し

STEP 2 リスクの見積もり

STEP 3 リスクの評価

STEP 4 リスク低減対策の検討と実施

STEP 5 内容の記録